

平成 22 年度地域共創ビジネス支援事業実施要綱

平成 21 年 12 月 21 日

財団法人 地域総合整備財団

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が地域力創造に向けて、地域コミュニティの発展・再構築を誘導するような地域資源活用型ビジネス（以下「地域内外交流創出型コミュニティビジネス」という。）を目指す地域に、専門的な知識やノウハウ・経験を有する民間人材派遣等の活用に支援することを目的とする地域共創ビジネス支援事業助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定める。

(助成金の対象者)

第 2 条 財団は、市町村からの申請に基づき、市町村に対して助成金を交付する。

(助成対象事業)

第 3 条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ）が実施又は支援する事業で、地域資源を活用した従来のコミュニティビジネスを基盤にして、広域の販路開拓、他地域の専門的人材活用等による商品開発及び他地域資源との連携によるビジネスの拡大など、地域内外交流創出型コミュニティビジネスの展開を目指すものとする。

(助成対象経費)

第 4 条 助成対象となる経費は、商品開発費、販路拡大費、会議費、その他助成対象事業の実施に必要なものとする。ただし、財団が助成対象とすることが好ましくないと判断するものは除く。

(助成金)

第 5 条 助成金の額は、前条の助成対象経費の 3 分の 2 以下で、1 事業当たり 600 万円を限度とする。

(助成対象事業の実施期間)

第 6 条 助成対象事業は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 2 月 21 日までの間に実施するものとする。なお、助成金交付決定の以前に着手している事業については、財団が認めた場合には助成対象事業に含めることができる。

(助成金の交付申請)

第 7 条 市町村が助成金を申請する場合には、政令指定都市にあっては直接財団に、政令指定都市以外の市町村にあっては都道府県を通じて、次の各号に掲げる書類を財団に提出するものとする。

- (1) 助成金交付申請書（別記様式第 1 号）
- (2) 事業概要書（別記様式第 2 号）（想定されるアドバイザーが判明している場合は所属・氏

名等を記載すること。)

(3) その他事業を説明するために必要な資料(様式自由)

- 2 前項の書類の提出期限は、平成22年2月19日とする。
- 3 財団は、必要に応じて追加募集を実施することがある。

(助成金の交付決定)

第8条 財団は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査の上、助成金を交付する市町村及び当該市町村に対する助成金の交付額を決定し、政令指定都市にあっては直接、その他の市町村にあっては都道府県を通じて、通知するものとする。

- 2 助成金の交付決定の通知を受取った市町村(以下、「交付市町村」という。)は、事業実施計画書を別に通知で定めまでの日までに作成し、財団に提出するものとする。

(助成事業の中間報告)

第9条 交付市町村は、6月末日、9月末日及び12月末日において、財団に対し、活動状況など助成対象事業の進捗状況について、所定の書式(別記様式5号)に基づく中間報告を財団に対して提出するものとする。

- 2 前項の報告のほか、財団は、交付市町村に対し、助成対象事業の進捗状況等の報告を求めることができる。

(助成金の請求及び実績報告書の提出)

第10条 交付市町村は、助成対象事業の完了後、次の各号に掲げる書類を提出し、助成金の請求を行うものとする。

- (1) 助成金請求書(別記様式第3号)
- (2) 実績報告書(別記様式第4号)
- (3) その他実績報告に当たり必要な補足資料(様式自由)

- 2 前項の書類の提出先については、第7条第1項の規定の例による。
- 3 前項各号に掲げる書類の提出期限は、平成23年2月23日とする。

(助成金の支払い)

第11条 財団は、前条第1項第2号の実績報告書のほか、必要に応じて現地調査を実施し、助成金の額を確定した上で、平成23年3月末日までに助成金を交付するものとする。

- 2 財団は、助成金の概算払いは行わないものとする。

(助成対象事業の変更等)

第12条 交付市町村は、助成金の交付決定を受けた後に、助成対象事業の内容の変更、遅延、中止等が生じた場合には、速やかに財団と協議し、助成事業変更申請書(別記様式第6号)を財団に提出するものとする。

(助成金交付決定の取消)

第13条 財団は、交付市町村が助成対象事業を中止した場合、助成対象事業以外の用途に助成金
が使用されたことが明らかとなった場合又は事業関係者が法令違反等を犯すなど助成することが
ふさわしくないと判断した場合には、助成金の交付決定を取り消すものとする。

(助成金の返還)

第14条 前条において、交付市町村は既に交付を受けた助成金があるときは、これを返還しなけ
ればならない。

(交付市町村及びその他関係者の責務)

第15条 交付市町村及びその他事業関係者は、助成対象事業に係る経理について、その収支の事
実を明確にした証拠書類を整理し、助成事業完了後5年間保存するものとする。

2 交付市町村及びその他事業関係者は、助成事業完了後も、財団による当該助成対象事業に関係
する調査に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は別途定める。